

# 瑞穂町行政評価委員会 第20回補助金等審査分科会 次第

日 時 令和2年7月17日（金）午後3時50分  
場 所 瑞穂町役場 全員協議会室（庁舎4階）

## 1 開会

## 2 議題

### 議題1 補助金等審査

（審査事項）

2 審査—5 （仮称）中小企業者等・農業者事業継続支援給付金【産業課】

## 3 その他

様式

補助金等の創設に係る審査書

<b>補助金等名称</b>	中小企業者等・農業者事業継続支援給付金
<b>担当部署</b>	都市整備部 産業課 農政係・商工係
<b>担当者名</b>	田中 悠也、原田 有介
<b>補助対象</b>	①令和元年12月31日以前に事業等を開始している町内に主たる事業所のある中小企業者等 ②令和元年12月31日現在、町内在住で農業収入が年間50万円以上の農業者（販売農家） ※令和2年1月から3月までに事業を開始、又は住民登録を行った場合は特例あり
<b>規程等</b>	①瑞穂町中小企業者等事業継続支援給付金交付要綱 ②瑞穂町農業者事業継続支援給付金交付要綱
<b>事業概要</b> （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	国は、感染拡大により特に大きな影響を受けた事業者に対して「持続化給付金」を支給し、事業継続を支援していますが、町では、持続化給付金の要件である“ひと月の売上が前年同月比50%以上減少”に満たない事業者に対して、事業継続支援給付金を支給することで、事業継続を支援します。 ○要件 町内に主たる事業所のある中小企業者等及び町内在住で農業収入が年間50万円以上の農業者（販売農家）で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年1月～12月の間にひと月の売上が前年同月比で20%～50%未満減少しており、今後も継続して事業を営む意思を有していること。 ※持続化給付金の対象となる対象者は除く。 ※補助対象者見込数 町内500事業所＋農業者50人＝550件
<b>補助の必要性</b> （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	町内に主たる事業所のある中小企業者等及び町内在住で農業収入が年間50万円以上の農業者（販売農家）において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い状況が悪化しているにも関わらず、国が実施している持続化給付金の給付対象とならなかったものに給付することで、事業の継続を支援することを目的とします。
<b>給付金額</b>	上限20万円以内で、20%以上50%未満減少した月の属する事業年度の前年の事業年度の年間収入から対象月の収入に12を乗じて得た額を控除した額（1,000円未満は切り捨て） ※計算方法は持続化給付金に準ずる。
<b>申請期間</b>	令和2年8月5日から令和3年1月29日まで